

議案第 100号

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の状況を考慮し、特別職の給与並びに議会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため。

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第47号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～10 (略) (令和2年12月期における期末手当の特例) 11 <u>令和2年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の 222.5」とあるのは「100分の 220」とする。</u>	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～10 (略) (新設)

(西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年西脇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～10 (略) (令和2年12月期における期末手当の特例) 11 <u>令和2年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用について</u>	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～10 (略) (新設)

ては、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

(西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～10 (略) <u>(令和2年12月期における期末手当の特例)</u> <u>11 令和2年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用について</u> <u>ては、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。</u></p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～10 (略)  (新設)</p>

(西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年西脇市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (給料の特例) 2～5 (略) (給料及び期末手当の特例) 6～8 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (給料の特例) 2～5 (略) (給料及び期末手当の特例) 6～8 (略)</p>

<p>9 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間における市長、副市長の給料及び期末手当の額は、市長及び副市長の給与条例第3条に定める給料月額及び第4条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</p> <p>10 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間における教育長の給料及び期末手当の額は、教育長の給与条例第3条に定める給料月額及び第4条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</p>	<p>9 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における市長、副市長の給料及び期末手当の額は、市長及び副市長の給与条例第3条に定める給料月額及び第4条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</p> <p>10 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における教育長の給料及び期末手当の額は、教育長の給与条例第3条に定める給料月額及び第4条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</p>
---	---

(西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (議員報酬及び期末手当の特例)</p> <p>2 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間における議長等の議員報酬及び期末手当の額は、第2条に定める議員報酬の月額及び第6条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (議員報酬及び期末手当の特例)</p> <p>2 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における議長等の議員報酬及び期末手当の額は、第2条に定める議員報酬の月額及び第6条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。